

普通預金

2022年4月1日 現在

商品名	・普通預金
販売対象	・個人、法人
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が追加され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税(非課税対象先もあります)となります。
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
付加できる 特約事項	・個人のもは、「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人のもはマル優の取扱いができます。
中途解約時の 取扱い	・いつでも解約できます。手数料は不要です。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)